



## 不在者投票特別経費請求書 記入上の注意事項

- 1 **A** の特別経費は、選挙人1人につき、753円です。不在者投票特別経費請求書には、「請求書別紙兼不在者投票実施てん末書（2枚目の島根県選挙管理委員会提出用）」を添付してください。
- 2 **A** の特別経費の請求の対象となる人数は、投票を行った選挙人の実人数であり、衆議院議員総選挙の投票を行った人数と、最高裁判所裁判官国民審査の投票を行った人数を合計した人数ではありません。  
したがって、両方の選挙、審査の投票をした人も、いずれか一方の投票をした人も、同様に1人として計算してください。
- 3 **B** の市町村選挙管理委員会が選定した**外部立会人**に支払った経費（報酬、旅費）があれば、請求してください（1日当たり10,700円が上限）。なお、請求に当たっては、領収書の写しを添付してください。
- 4 請求者は法人又は施設等の代表者となりますが、請求書中の支払口座の「カナ口座名義」欄に記入した名義人と肩書などが必ず一致する者としてください。  
また、請求者を法人の代表者とする場合は、必ずその下段の「投票を行った施設の名称」欄も記入してください。  
  
例：村名義）～リジチヨウ → 請求者の欄は、法人の所在地・名称・理事長とする。  
※投票を行った施設の名称の欄に、施設名を記入する。  
  
例：村名義）～シツチヨウ → 請求者は欄は、施設の所在地・名称・施設長とする。  
※投票を行った施設の名称の欄は、空欄とする。
- 5 請求書の送付先は、次のとおりです。  
  
〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県選挙管理委員会
- 6 なお、お問い合わせがある場合は、次のところまでお願いします。  
  
TEL 0852-22-5064  
FAX 0852-27-8565  
島根県選挙管理委員会事務局